

質 疑 応 答

2-21 災害復旧事業においてため池の改良復旧を申請することができるのはどのような場合ですか。

被災したため池の復旧にあたっては、原形復旧を基本とし、従前の効用回復を限度とした復旧が原則となります。これは、災害復旧事業が「被災前の機能を回復すること」を目的としており、査定要領に基づき採択の可否が判断されるためです。

従前の効用回復の範囲内であっても、原形復旧不可能、または困難・不適當と判断される場合には、原形復旧に代えて従前の効用を回復するために必要な施設を施工することができます。さらに、従前の効用回復の範囲内に収まる場合に限り、再度被災しないよう施設の効用回復を図る工法や、現行の設計基準等に基づく復旧、被災原因の除去を目的とした工法を選択することもできます。

一方で、従前の効用回復を超える復旧（例：未被災箇所を整備、生産性向上、将来災害への備え等）については、災害関連事業や既存の土地改良事業等を組み合わせて対応する必要があります。

改良復旧の主な類型とその例は以下のとおりです。

- ・ 災害復旧事業（効用回復の範囲内）
例：造成年代が古いため池を現行の設計基準に基づき復旧、堤体の強化、洪水吐が被災した場合の断面拡大。
- ・ 災害復旧事業＋災害関連事業（効用回復を超える部分）
例：堤体の復旧と併せて、未被災の洪水吐の断面拡大、被災後の確率雨量に対応した堤体設計。
- ・ 災害復旧事業＋既存土地改良事業等（機能の向上）
例：防災機能向上を目的としたため池の構造改修や貯水容量の増加。

（参考）

災害復旧事業における改良復旧の推進について（令和6年8月26日付け農村振興局整備部防災課長通知）

農業用ため池における災害復旧の取扱いについて（令和6年12月12日付け農村振興局整備部防災課長通知）